



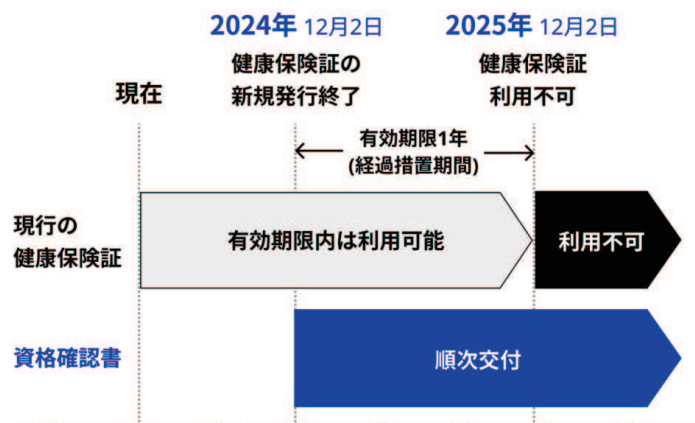
マイナ保険証がなくても「資格確認書」で医療にかかれます ～「資格情報のお知らせ」だけでは受診ができずご注意ください～

政府は今年12月2日から新たに現行の健康保険証を発行しない方針を変えていません。現行の健康保険証は最大2025年12月1日まで使用できますが、転職や転居などの際は使用できなくなります。また、後期高齢者医療・国民健康保険などは2025年7月末までしか利用できません。

しかし、マイナンバーカードによる健康保険証（マイナ保険証）がなくても、「資格確認書」でこれまで通り医療にかかることができます。「資格確認書」は、●マイナ保険証を保有していない方、

●マイナンバーカードで保険証の利用登録をしていない方、●マイナ保険証の利用登録を解除した方などに、申請しなくても保険者から無償で順次交付されます。また、マイナ保険証を持っていても、マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障害者等は、申請すれば「資格確認書」が無償交付されます。最大5年間の有効期限や形状は保険者により異なります。

気を付ける必要があるのは「資格情報のお知らせ」との違いです。「資格情報のお知らせ」とは、マイナ保険証がある方にも配布される、健康保険の加入情報が記載されたA4判の書面で、70歳以上の方の負担割合に変更が生じた際にも交付されます。現行の健康保険証のようにカード大の部分を切り離して持ち運べるようになっていますが、単体では医療機関には受診できません。マイナ保険証が医療機関の端末で読み取れない等のトラブルがあった際に、合わせて提示することで受診ができるものです。「資格情報のお知らせ」の切り離し部分は現行の健康保険証や「資格確認書」と見た目が似ていて紛らわしいので、ご注意ください。



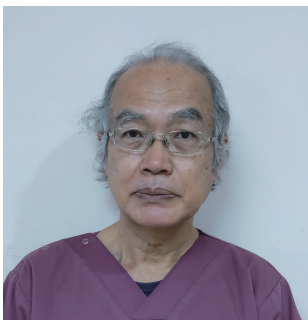
★後期高齢者・国保証は2025年7月31日が有効期限です

■ワクチン外来のご案内

12/9(月)・23(月) いずれも14-15時

12月は9(月)・23(月)14-15時ワクチン外来にて、インフルエンザと新型コロナのワクチンが接種できます。片方だけや同時接種が可能です。通常の診察時より待ち時間が少ないためおすすめです。当院ではインフルエンザは12/28(土)まで、新型コロナは来年1/31(金)までを接種期限とする予定です。ご予約はお早めをお願いします。なお、当院では新型コロナはファイザー社製のワクチンを使用しています。

◆井上 信之 (いのうえ のぶゆき) 医師のご紹介



10月から着任しました。午前外来(月～木)と午後の訪問診療(月火木)を担当しています。私は大阪府の市民病院内科に30年近く勤務し、一般内科・消化器内科の診療を行い、その後、健診や訪問診療にも従事してきました。

地域の皆さんの健康増進のお役に立てるよう努力して参ります。どうかよろしく願いいたします。